## 都市計画法第34条第1号許可基準の改正について

## ■経緯

- ・第 34 条第1 号は、市街化調整区域において許可の対象となりえる<u>周辺の地域</u> <u>に居住する者の利用に供する公益上必要な建築物</u>、又は<u>これらの者の日常生</u> <u>活のため必要な店舗等</u>について規定しており、茨城県では「都市計画法第 34 条第1 号許可基準 | を定めて運用している。
- ・学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)が改正され、同法第1 条に新たに<u>義務</u> 教育学校が加えられた。
- ・子ども子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行に伴い,都市計画法施行令が改正され,都市計画法第 34 条第1 号の政令で定める公益上必要な建築物として,児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する<u>家庭的保育事業</u>,小規模保育事業及び事業所内保育事業の用に供する建築物が加えられた。

## ■改正の概要

・法改正に伴い、許可基準における公益上必要な建築物に、学校教育法第1条に規定する<u>義務教育学校</u>,児童福祉法第6条の3に規定する<u>家庭的保育事業</u>, 小規模保育事業及び事業所内保育事業の用に供する建築物を追加する。

## ■施行予定日

・平成28年4月1日